

## 疑似法助動詞について\*

阿部幸一

## Remarks on quasi-modal auxiliaries

Koo-ichi Abe

We deal with the behavior of so-called quasi-modal auxiliaries in this paper. As seen from their name, we anticipate that their behavior resemble that of modal auxiliaries, but in fact they are different in some aspects. Particularly, regarding the combination between modal auxiliaries and quasi-modal auxiliaries, there emerge remarkable differences. In order to explain these differences, we develop the modification theory that was suggested in Abe (1991).

## 1. 疑似法助動詞と法助動詞

## 1. 1.

疑似法助動詞は法助動詞と違って不定形を持つなど、統語的には異なっているが、次の例が示す様に、意味的にはほぼ法助動詞と同様な読みを持つ<sup>1)</sup>。

- (1) a. It ('s going to / 'll) rain tomorrow.  
[未来] (浅川・鎌田 (1985) p.142)
- b. I (am going to/will) see my grand mother on Saturday. [意志] (cf. Leech (1987) p. 59)
- c. There (had to / must) be some solution to the problem. [必然性]
- d. These days you (have to / must) work hard if you want to succeed. [義務]
- e. We (are able to / can) solve the problem.  
[能力]
- ((c)-(e), Quirk et al (1985) p.144ff)

また、(1)の事実から明らかのように、法助動詞自体には統語的違いがみられないにも関わらず、意味的には陳述緩和と根源的読みの二種があり、また同様のことが疑似法助動詞にも観察される。法助動詞のこの二つの読みは、他の修飾語句と巧みに絡まっており、そういった事実を説明するために、阿部(1991)では作用域に基づいて、次の様な階層性とそれについての制約を提案した<sup>2)</sup>。

- (2) CP scope — 話者指向の文副詞  
陳述緩和の法助動詞
- IP scope — 主語指向の文副詞  
根源的助動詞

数量詞

(文) 否定辞

VP scope — VP 副詞

## (3) The Scope Violation

「作用域の階層性が破られた場合には、その文は非文法的と見なされる。」

この分析に従えば、未来や必然性を意味する法助動詞及び疑似法助動詞は、陳述緩和の用法としてCPという意味構造を持ち、一方、意志、義務、能力を意味する法助動詞及び疑似法助動詞はIPという意味構造を持つことによって、意味的に同等に扱われる。以下の章では、疑似法助動詞と法助動詞が意味的に同等に扱われることによって、どの様な言語事実が説明できるか、また違いがあるとすればどういふ点かを考察する。

## 2. 法助動詞との類似性

## 2. 1.

まず始めに否定辞との関係について考察する。阿部(1991)では、次に示される太田(1980, p.468-476)の分析に基づいて、cannot/can'tは例外として、概ね法助動詞と否定辞は表層の語順に従って、作用域が与えられるとした。例外であるcannot/can'tは、否定辞の作用域が表層の語順に従っている、can notと対比を成す。阿部(1991)では、can notの場合はIPを作用域としてとる文否定に関わり、cannot/can'tは語彙否定に関わるとした。また、may notの義務的用法で、否定辞が広い作用域を持つ場合には、否定辞に強勢が置かれることが指摘された。

	認 識 的	義 務 的
cannot/can't	~ ∃	~ ∃
can not	∃ ~	∃ ~
may not	∃ ~	~ ∃
must not	? ∇ ~	∇ ~
should } not	? ∇ ~	∇ ~
ought }		
don't { have to }	W ~	W ~
{ need }		
won't		

否定辞の場合の作用域はIPと仮定され、法助動詞の場合には常に否定辞が法助動詞に後続するので、陳述緩和の読みと否定辞の場合には、陳述緩和のCP scopeと否定辞のIP scopeによって、陳述緩和の読みの方が広いことが予測される。一方、根源的読みと否定辞の場合には、共にIP scopeを取るが、その語順に従うので、根源的読みの方が作用域が広いと予測される。

すると、疑似法助動詞の場合はどうであろうか。次の例を見てみよう。

- (5) a. You don't have to lock the door. (否定>義務)  
 cf. b. \* You have not to have locked the door.  
 (\*必然性>否定)  
 ((a)-(b), 村木・斉藤 (1978), p.264ff)  
 c. I am not going to eat that spinach. (否定>意志) (荒木他 (1977), p.437)<sup>9)</sup>  
 d. He was not able to help her. (否定>能力)

まず第一に、統語的に否定辞が疑似法助動詞に後続しないという事実がある。そこで、IP scopeを持つ否定辞が疑似法助動詞に後続しないということ、第一章の(2)(3)に従って考えてみると、IPを作用域として持つ要素(否定辞)は、CPを作用域として持つ要素(陳述緩和の読み)に先行できないはずなので、否定辞と陳述緩和の疑似法助動詞は共起できないと予測される。次に、根源的読みの疑似法助動詞と否定辞との関係を見てみると、作用域については共にIP scopeを取るが、否定辞が根源的用法の疑似法助動詞に後続しないことから、表層の語順に従って、否定辞の方が作用域が広いと予測される。この予測は(5)の事実当てはまる。以上のことから、(2)の作用域の階層性が疑似法助動詞にも拡大できるように思われる。

## 2. 2.

Jackendoff (1972, p.103) によると、疑問文や倒

置文での法助動詞は根源的読みが好まれて、陳述緩和の読みは持ちにくいとされる。

- (6) a.  $\left\{ \begin{array}{l} \text{Must} \\ \text{Should} \\ \text{May} \end{array} \right\}$  Max leave?  
 b. Only three people  $\left\{ \begin{array}{l} \text{must} \\ \text{should} \\ \text{may} \end{array} \right\}$  Max see.

対応する疑似法助動詞の場合はどうであろうか。

この点に関しては、母国語話者の判断は必ずしもはっきりしないが、概ね当てはまりそうである。(倒置文の場合には、特に判断が難しいので、ここでの例は控えることにする。)(ここで(E), (R)はそれぞれ陳述緩和用法と根源的用法を示す。)

- (7) a. Are you going to read this paper?  
 (?E: 未来, R: 意図)  
 b. Do they have to finish the job?  
 (?E: 必然, R: 義務)  
 c. Is the baby able to walk? (R: 能力)

以上のことから、少なくとも陳述緩和の法助動詞及び疑似法助動詞が、疑問文(や倒置文)と共に起しにくいということが言える。これに関して、William (1974, p.222) の考えを参考にすると、彼によると、(疑問及び倒置に起こる)SAI (Subject Aux Inversion) はAuxをCOMPへ移動する $\bar{S}$  ruleと考えているので、私流に考えるとSAIはCPを作用域として取る、(意味的には命題に対して判断を保留したり、強調したりする)操作と仮定できる。従って、陳述緩和の読みの場合に疑問や倒置が相容れないのは、既に意味的にCP scopeを持つ陳述緩和の法助動詞と疑似法助動詞に対し、さらにCPをscopeとして付与するSAIの操作が適用するため、その操作がvacuousとなり、意味的には(判断を下すものと判断を疑問視するものと)自己矛盾に陥るためではないかと考えられる。

これについて、蓋然性に関する文副詞(陳述緩和に相当)が疑問文や倒置文で起こらないのも同様と考えられる。

- (8) a. \* Did Frank probably beat all opponents?  
 b. \* Who certainly finished eating dinner?  
 c. \* Never Bill apparently has seen to compare with that.  
 (Jackendoff (1972), p.84-86)

## 2. 3.

天野(1979,p.25)によると、主語指向副詞は根源的

法助動詞と共起出来ないが、陳述緩和の法助動詞とは共起出来ると指摘されている。同様な判断が疑似法助動詞にも当てはまるように思われる。

- (9) a. \* Willingly, John can do it tomorrow. (根源的)  
 b. \* Voluntarily, you must go there tomorrow. (根源的)  
 c. John will slowly have opened the door. (陳述緩和)  
 d. Dave may quietly have left the room. (陳述緩和)  
 (以上, 天野, p.25)
- (10) a. ?? Willingly, John is able to do it tomorrow. (根源的)  
 b. ?? Voluntarily, you have to go there tomorrow. (根源的)

(9), (10)の事実、(法助動詞と疑似法助動詞を法助動詞類と呼ぶ)作用域の階層性に従って、主語指向の副詞及び根源的の法助動詞類がIP scopeを取り、陳述緩和の法助動詞類はCP scopeを取ると仮定されるので、作用域に関してみると、陳述緩和の法助動詞類と主語指向の副詞の組合せは、CP+IPの作用域となり、根源的の法助動詞類と主語指向の副詞の組合せは、IP+IPの作用域となるが、作用域の階層性に関する限りは逸脱していない。従って、根源的の法助動詞類と主語指向の副詞が共起できないのは、別の理由、すなわち、解釈の問題と思われる。阿部(1991, p.5)で触れた様に、主語指向の副詞などは、主語を項とする解釈を受けると考えられる。すると、根源的の法助動詞類も同様に、主語を項とする解釈が与えられるので、主語指向の副詞と根源的の法助動詞類の共起する文では、項である主語の取り合いが行われるので非文になると仮定される。一方、陳述緩和の法助動詞類の場合には、IP全体を解釈の対象しているので、主語指向の副詞との間に項の取り合いは存在しない<sup>4)</sup>。

## 2. 4.

荒木他(1977, p.400)で列挙されているように、根源的の法助動詞は(特別な文脈を除いて)完了形や進行形を取れない。

- (11) a. They will have read your letter by now. ((E)未来, (R)\*意志)  
 b. Don't phone him yet—he will still be eating his breakfast. ((E)未来, (R)\*意志)  
 c. You must have left your wallet on the

bus. ((E)必然性, (R)\*義務)

- d. I must be dreaming. ((E)必然性, (R)\*義務)  
 e. He can't have come by now. ((E)可能性, (R)\*能力)  
 f. He can't be working at this hour! ((E)可能性, (R)\*能力)

同じようなことが、疑似法助動詞にも当てはまる。(荒木他(1977, p.430-438)参照)

- (12) a. He is going to have completed the work by next April. ((E)未来, (R)\*意志)  
 b. I think we're going to be meeting next week. ((E)未来, (R)\*意志)  
 c. He had to have arrived yesterday. ((E)必然性, (R)\*義務)  
 d. Someone has to be telling lies. ((E)必然性, (R)\*義務)  
 e. \* He is able to have completed the work.  
 f. \* He is able to be sleeping now.

ここで(12e, f)の非文法性については、荒木他(1977)や浅川・鎌田(1985)と同様に、be able toには陳述緩和の読みがないからと考える。

荒木他(同, p.401-404)では、これらの事実を説明するために、派生間制約という、いわばその場かぎりの陳述で、根源的の法助動詞が完了形や進行形を後続出来ないようにしている。本稿の流れとしては、これも作用域との関係で説明したい。そこで、法助動詞などに後続する完了形や進行形を、相として捉え、それぞれが作用域を持つと考える。相としての完了形や進行形は、IP scopeを取る根源的の用法に後続しないことから、CP scopeを取るものと仮定する。すると、陳述緩和の用法と完了形及び進行形のペアは、CP+CPとなって作用域の階層性に合って適格。一方、根源的の用法と完了形及び進行形のペアは、IP+CPとなって作用域の階層性を破るので不適格となる<sup>5)</sup>。

これに対し荒木他(同, p.402)では、完了形が根源的の用法に後続する例を挙げている。

- (13) You must have been more careful. (義務)  
 しかし、荒木他で触れられているように、この場合の完了形は、特定の時の陳述ではなく、むしろ総称的陳述であるとしている。ということは、この場合の完了形はCP scopeを取る相とは考えられないので、階層性に対する違反にはならない。

## 3. 法助動詞との相違性

## 3. 1.

法助動詞類間の共起関係について、浅川・鎌田(1985, p.190)では、「(疑似)法助動詞+疑似法助動詞」という連鎖では、1番目の要素は認知的(=陳述緩和)意味か未来の意味を表し、2番目の要素は義務的(=根源的)意味を表すものでなくてはならないとしている。

- (14) a. The children may have to go to bed now.  
 b. One day people will be able to run a kilometer in two minutes. (浅川・鎌田(1985), p.190)

ここで、法助動詞は認知的可能性や未来の蓋然性を表し、疑似法助動詞は義務の意味を表すので意味的に正しい連鎖とされる。次の例では、be going to は未来を示すので、他の疑似助動詞の前に来れるとしている。

- (15) a. Mr. Lumsden is going to have to take two mortgages out.  
 b. You know, Jennie, we're not going to be able to live in this place for long.  
 (同上)

但し、許されない連鎖の\* have to be going to や \* be able to be going to の場合は、have to, be able to は義務の意味しか持たないので許されないという。しかし、これは疑似法助動詞の中で、be going to だけ別格にしている点等含めて、単なる陳述に終わっている。また、疑似法助動詞中、be going to だけでなく have to も認知的意味が考えられるので、have to が義務の意味しか持たないとするのは、誤りである。そこで、もっと一般的な意味的關係に依るものではないかと考える。さらに法助動詞類間の共起関係を追求したのが、次の例である。

- (16) a. I am going to have to do my homework by myself.  
 b. I will have to do my homework by myself.  
 c. He is going to be able to see her smile.  
 d. He will be able to see her smile  
 e. \* You are able to be going to take a taxi.  
 f. He cannot be going to join this movement.  
 g. \* He is able to have to take a taxi.  
 h. He cannot have to join this movement.

- i. \* Richard has to be going to resign.  
 j. Richard must be going to resign.  
 k. She has to be able to come to my house.  
 l. She must be able to come to my house.

この事実に関連して、安藤(1986, p.506)では陳述緩和の法助動詞のみが疑似法助動詞を取れると考えているので、それに対応して(a)(c)(k)では、陳述緩和の疑似法助動詞もさらに疑似法助動詞を取れると考えられる。そして、未来の意味を持つ be going to と必然性を意味する have to の二つの疑似法助動詞が陳述緩和の読みを持って、法助動詞類間の一番目の要素になり得るとすると、浅川・鎌田(1985)の陳述は、とりもなおさず、第一章の(2)の作用域の階層性の原理から導き出される。(e)(g)の場合には、be able to には陳述緩和の読みを持たないので、安藤の原則に反することによって説明される。但し、唯一説明出来ないのは、(i)の非文法性である。have to が be going to と同様に CP scope を取るならば、(k)が適格のように、(2)の階層性に関する限り、問題がないはずである。

## 3. 2.

その解決策の一つとして、まず陳述緩和用法の must と have to の違いから考える。

Palmer (1979)によると、have to と must の違いに関して、have to は話者による関わり合いを否定し、must は話者が関わる場合もあるし、関わらない場合もあるとしている。例えば次の例で、

- (17) a. You must be mad to do that.  
 b. You have to be mad to do that. (Palmer (1979, p.46))

(a)の場合には、君の行動から君が mad であることが分かり、(b)の場合には、mad であることが君がそのような行動をとる必要条件であるとしている。そして、こういった have to の用い方について、Palmer は external という言い方をしている。

また、同じような観察が村田(1986, p.512)にも見られる。

- (18) "I see the barn, Mommy. But when are the cows?" "They must (? have to) be grazing somewhere else."

この場合には、話し手がかもっぱら自分の主観的推論に基づいて発言を行う際には、must が用いられるとしている。

これをさらに進めたものとして、Lyons(1977, p. 797)があり、そこでは次のように言っている。

- (19) 『epistemic modality には、subjective(主観的)

と objective (客観的) がある。』

この考えに従うと、陳述緩用法の have to は objective ということになる。

すると、他の疑似法助動詞の場合はどうか。ところが、陳述緩用法の be going to については、主観的か客観的かを積極的に表す例は見い出せなかった。これに関して、Lyons (1977, p.805) では、次のように言っている。

(20) 『subjective epistemicの方が、objective epistemicよりbasic。』

特に陳述緩用法の be going to が主観的であるという積極的な証拠はないが、無標の場合には、(20)に従って主観的に用いられると仮定する。

また、作用域に関して Lyons は以下のように述べている。

(21) 『subjective modality は常に objective modality より wide scope を持つ。』(Lyons (1977) p.808)

この議論を進めて、主観と客観の対比が根源的用法にも当てはまるのではないかと考える。

Lyons 自身は陳述緩和のところ、その可能性に触れているが、根源的用法のところでは特に提案はされていない。

まず、根源的用法の have to を考える。浅川・鎌田 (1985, p.193) では、根源的用法の must と have to に関して、以下の様な区別があるとしている。

(22) a. You must do something.  
b. Somebody has to do something.

根源的用法の must は、話者によって文の主語に課せられる義務を述べる時に用いられ、(a)では、「何かをすることが必要である」と話者自信が感じていることを示す。一方、根源的用法の have to は、一般に外からの義務を述べる場合に用いられ、(b)では、話者以外の人何かをしてほしいと望んでいるとか、法や決まりなどから何かをしなければならないことが示される。この記述が正しいとすると、根源的用法の have to については、客観的な意味を持つと言えそうである。

次に根源的用法の be going to を考察する。

(23) I'm going to punish them.

(Leech (1987), p.60)

この文では、話者がその脅しを実行に移す為に、自分の能力に自信をもっているを表し、単なる意図よりも強い予測をしていることから、根源的用法の be going to は主観的と言えそうである。

次に根源的用法の be able to について見る。

(24) a. I can speak French.  
b. I am able to speak French. (小西 (1980) p.207)

(a)の場合には、話し手が自分の能力に自信があることを示すが、(b)の場合には、十分な運用能力は持つが、日本人ほどには完全でないと思っていることを示す。すると、根源的用法の be able to は客観的読みを持つと考えることができる。

以上をまとめると次の様になる。

(25) CP<sub>(subj)</sub> — be going to (epistemic)  
CP<sub>(obj)</sub> — have to (epistemic)  
IP<sub>(subj)</sub> — be going to (root)  
IP<sub>(obj)</sub> — have to (root), be able to (root)

ここで(16i)の例に戻って、(25)の階層性に基づいて考えてみると、(16i)は CP(obj)+IP(subj)となつて、第一章の(2)の階層性に関する限りは問題はない。しかし、Lyons による(21)には抵触している。したがって、法助動詞類間の組合せに関しては、(2)の他に(21)を加えた二つの階層性があることになる。

(26) a. CP > IP > VP  
b. subj > obj

そしてこの二つの階層性は、同時に満たされなくてははいけないとする。(近藤真氏の指摘による。)

また、(26)に基づいて次の例が説明される。

(27) The students are going to have to be able to play three different instruments. (Quirk et al. (1985), p.237) ([未来]+[必然性]+[能力])

ここでは、be going to は CP(subj)を、have to は CP(obj)を、be able to は IP(obj)を、その作用域を取ると仮定されるので、この階層は(26)の階層性を正しく守っているの、適格と予測される。

#### 4. まとめ

本稿では、疑似法助動詞の法助動詞との意味的類似性については、(2)の作用域の階層性の原理に基づいて説明された。一方、法助動詞類の共起関係については、主観、客観という概念に基づく、新しい階層性(26)によって説明された。

\*本稿は、名古屋大学英文学会第31回大会にて口頭発表したものに加筆、修正を加えたものである。本稿執筆にあたり、有益な助言を戴いた、中野弘三先生、近藤真氏、田中智之氏、樗木勇作氏に、記して感謝の意を表したい。また、辛抱強くインフォーマントになってくれた、Laurence Kelly, Charles

Kelly, Mark Offner, Bruce Vorland の各氏に、深く感謝の意を表したい。

#### 注

- 1) この呼び方は、荒木他(1977)や浅川他(1985)に基づくもので、Quirk et al(1985)では準助動詞(semi-auxiliary)と呼んでいる。また、村田(1982, 1986)の分類では、ここで扱っている疑似法助動詞を準助動詞として、擬似法助動詞と呼んでいる。
- 2) ここで、CP, IP という表示は統語分析に基づくものであるが、これは便宜上のものであって、意味論もしくはLFでの構造が明確になれば、それに対応して再分析されると仮定する。したがって、意味的にはCPとは話者が命題に対して判断を下す領域であり、IPとは命題自体を示し、VPは述部を表すと仮定する。
- 3) Palmer(1979, p.124, p.132)ではbe going toの否定の用法そのものがまれであるとしている。
- 4) 解釈規則の詳細については、Jackendoff(1972)の分析を拡大したAbe(1980)を参照。
- 5) ただし、法助動詞そのものが完了形や進行形になれないことについては、統語的理由、すなわち相を受ける(助)動詞より上位、例えばPollock(1989)に基づけばTPの下、に生成されることによって説明される。

#### 参考文献：

- 浅川照夫, 鎌田精三郎(1985)『助動詞』, 新英文法選書, 第4巻, 東京: 大修館書店。
- Abe, K. (1980) "Adverbs, Quantifiers, and Negatives — Can Logical Form Represent "Meaning"? —" *Linguistics and Philology*, No. 1, 110-121.
- 阿部幸一(1991)「修飾理論の確立をめざして」『言葉の構造と歴史』(荒木一雄博士古希記念論文集), 東京: 英潮社, 71-83.
- 天野政千代(1979)「文副詞の生起順序に対する制限について」『言語文化研究』(広島大学) 5, 1-38.
- 荒木一雄, 小野経男, 中野弘三(1977)『助動詞』, 現代の英文法, 第9巻, 東京: 研究社。
- 安藤貞夫(1986)「法助動詞の意味論」, 『英語青年』, 第131巻, 第10号, 16-19.
- Chomsky, N. (1981) *Lectures on Government and Binding*, Dordrecht: Foris.
- Halliday, M.A.K. (1970) "Functional Diversity in Language as Seen from a Consideration of Modality and Mood in English," *Foundations of Language* 6, 322-361.
- Hornby, A.S. (1976) *Guide to Patterns and Usage in English*, 2nd ed., London: Oxford University Press.
- Jackendoff, R. (1972) *Semantic Interpretation in Generative Grammar*, Cambridge, Mass.: MIT Press.
- 小西友七(編)(1980)『英語基本動詞辞典』東京: 研究社出版。
- Leech, G.N. (1987) *Meaning and the English Verb*, 2nd ed., London: Longman.
- Lyons, J. (1977) *Semantics*, vol II. London: Cambridge University Press.
- 村田勇三郎(1982)『機能英文法』, 東京: 大修館書店。
- 村田勇三郎(1986)「法助動詞と擬似法助動詞」『英語青年』, 第131巻, 第10号, 22-24.
- 太田朗(1980)『否定の意味——意味論序説』, 東京: 大修館書店。
- Palmer, F.R. (1974) *The English Verb*, London: Oxford Univ. Press.
- Palmer, F.R. (1979) *Modality and the English Modals*, London: Longman.
- Pollock, J.-Y. (1989) "Verb Movement, Universal Grammar, and the Structure of IP," *Linguistic Inquiry* 20, 365-424.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech, and J Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*, London: Longman.
- Radford, A. (1988) *Transformational Grammar: A First Course*, Cambridge University Press.
- Swan, M. (1980) *Practical English Usage*, London: Oxford University Press.
- Williams, E. (1974) *Rule Ordering in Syntax*, unpublished Ph.D. dissertation, MIT.
- 安井稔(1989)『英文法を洗う』東京: 研究社出版。